

岡山浄水場沈澱池  
フロキュレータ（2系）修繕工事

特記仕様書

平成 30 年度

岡山県広域水道企業団

# 目次

## 第1章 共通事項

第1条	適用範囲	1
第2条	工事範囲	1
第3条	工事期間	1
第4条	工事施工	1
第5条	安全管理	1
第6条	一般事項	2
第7条	受注者の負担	2
第8条	疑義	2

## 第2章 岡山浄水場沈澱池フロキュレータ（2系）修繕工事

第9条	工事概要	3
第10条	工事場所	3
第11条	工事内容	3
第12条	提出書類	4
第13条	工事記録	4
第14条	完成検査	5

## 第3章 指定製造業者

第15条	製造業者の指定	6
------	---------	---

(別紙)	提出書類一覧	7
------	--------	---

## 第1章 共通事項

### (適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、岡山県広域水道企業団（以下、「甲」という。）と受注者（以下、「乙」という。）が契約を締結する岡山浄水場沈澱池フロキュレータ（2系）修繕工事に適用する。

### (工事範囲)

第2条 本工事は、岡山浄水場2系沈澱池フロキュレータ設備における機器及び部品について、現地搬入、分解整備・組立作業、芯出調整、据付工事、試運転及び現場管理の一切を責任施工するものである。

### (工事期間)

第3条 工事期間は、契約締結日から平成31年3月22日までとする。

### (工事施工)

第4条 工事施工にあたっては十分に現地調査等を行い、乙は承諾図を甲へ提出し、甲の承諾を受けてから施工すること。

- 2 乙は、施工計画書を作成し安全管理等を十分に行い、工事を施工すること。
- 3 本工事においては、熟練された技術者を派遣し一切の各機器の据付、試運転調整を行うと共に甲の監督員が試運転に立ち会うものとする。
- 4 攪拌翼等を吊り上げる際のクレーン作業等においては、クレーン運転士、玉掛業者、合図者等の役割を明確にし、安全に作業が進捗するように措置を講じること。
- 5 本工事の施工は、沈澱池の水抜き及び清掃を実施した後に行うこととし、甲が別途発注する岡山浄水場薬品沈澱池点検清掃業務委託の受注者と緊密に連携し、工程管理を行うこと。
- 6 本工事の施工は、浄水処理上の都合により2系沈澱池4池（3-1、3-2、4-1、4-2）の内1池ずつ行うこと。また、修繕間隔については、10日以上あけること。
- 7 鉄鋼及びステンレス等の撤去品については、甲の監督員が指示する場所に搬出すること。なお、ゴム製品及び廃油等については、法令に基づき適正に処分を行うこと。その際に甲の監督員にマニフェストを複写したものを提出すること。

### (安全管理)

第5条 作業に従事する者は、作業に支障のない服装で、ヘルメット、安全靴、安全帯、作業に適した保護具を着用し、乙が主導的に安全対策を講じるものとする。

- 2 工具類等は、作業の都度整理すること。
- 3 乙は、事故等が発生した場合には、まず被害者の救助に当たるとともに、二次災害を防止するために必要な措置を講じ、関係機関（最寄りの警察署、消防署等）に直ちに連絡するものとする。その後、甲の監督員へ連絡を行い、事故の原因、経過及び被害の内容などについて、速やかに事故発生報告書を提出するものとする。

- 4 乙は、作業従事者に対して、本工事内容等の周知徹底、現場で予想される事故対策の検討等を行い、安全衛生を念頭に置いた現場管理を行うこと。
- 5 乙は、作業時間・手順・作業範囲・危険防止措置等具体的な事項について、甲の監督員と打ち合わせを行うこと。

(一般事項)

第6条 提出書類は（別紙）提出書類一覧に記載されているものを基本とするが詳細は、甲の監督員との打ち合せにより提出するものとする。提出部数は原則としてこの表によるが、甲の監督員が特に指示する場合はこの限りではない。尚、提出書類の形式は甲の監督員の指示によるものとする。

- 2 本特記仕様書に明記していない事項であっても、操作上当然必要と認められるものは、乙に於いて無償で行うものとする。
- 3 その他詳細については、甲の監督員と協議の上その指示に従うものとする。

(受注者の負担)

第7条 乙は、次の各項に要する軽微な費用について負担しなければならない。

- 2 軽易な事項で本特記仕様書に明記していないことでも、作業上あるいは使用上欠くことのできない材料及び作業の費用。
- 3 その他、乙の責めに帰する事項に要する費用。

(疑義)

第8条 本特記仕様書に明記されていない事項或いは本仕様書に疑義が生じた場合は、協議のうえ、その指示に従うものとする。

## 第2章 岡山浄水場沈澱池フロキュレータ（2系）修繕工事

### （工事概要）

第9条 岡山浄水場2系沈澱池におけるフロキュレータ設備の修繕（部品現地搬入、分解整備・組立作業、芯出調整、据付工事、試運転）を行うものとする。本工事の内容及び交換部品の仕様は第11条に示すものとし、数量は2系沈澱池4池分とする。ただし、減速機部分の分解整備は行わないものとする。

1. 岡山浄水場2系沈澱池 フロキュレータ設備の修繕  
交換部品搬入、分解整備・組立作業、芯出調整、据付工事他 一式

### （工事場所）

第10条 工事場所は以下に示す場所である。

1. 岡山浄水場2系沈澱池 岡山県岡山市東区寺山 650番地

### （工事内容）

第11条 岡山浄水場2系沈澱池における交換部品は次の各項に示すものである。

- 2 交換部品は下記の各号に示すものである。なお、下記に示す個数等は1池分のものである。

(1) G1 シール (G1-FL-90) 内部交換部品

Oリング	NBR	6個
ドライブバンド	SUS304	3個
シールリング	合成ゴム	3個

(2) プランマブロック (SN519) 内部交換部品

軸受	2219K	3個
アダプタ	H319X	3個
シール		6個
位置決め輪		3個

(3) 沈澱池水中部交換部品

水中軸受ブッシュ	オイレス 2ッ割 #470-02	12組
駆動軸スリーブ	SUS304	3組
中間軸スリーブ	SUS304	6組
端軸スリーブ	SUS304	3組
Vリング	V95A	24個

(4) その他必要なもの 一式

- 3 G1 シールの内部構成部品を交換する際には、内部清掃を行い、交換後に植物性グリスを充填すること。また、チェーンカップリングについても分解清掃を行い、清掃後グリスを充填すること。
- 4 プランマブロックの内部構成部品を交換する際には、内部清掃を行い、交換後に鉍物性グリスを充填すること。

- 5 第11条第3項に規定する施工が完了した後、減速機側の芯出調整を行うこと。なお、1槽あたり3台の減速機が設置されているため、3台すべてにおいて実施すること。
- 6 第11条第2項第3号に規定するスリーブを交換する際には、工場にて各軸のスリーブを抜き取り、焼きばめを行い、搬入及び据付を行うものとする。
- 7 修繕箇所の補修塗装を行うものとする。なお、塗料等については水道用を用いるものとし、甲の監督員の承諾を得てから施工すること。
- 8 漏水受け等についても清掃を実施すること。
- 9 試運転時の試験内容については、下記に示すものである。なお、試運転時の試験は、水張り前の無負荷状態と水張り後の負荷状態とで行うものとする。

芯出調整（芯ずれ：カップリング周囲・隙間：カップリング側面）

G1 シールの外観目視点検

プランマブロックの振動・異音確認

チェーンカップリングの振動・異音確認

フロキュレータ減速機の外観目視点検

フロキュレータ減速機の振動・異音確認（攪拌翼側）

フロキュレータ減速機の振動・異音確認（減速機側）

フロキュレータ減速機の負荷運転電流測定

（提出書類）

第12条 乙は、工事関係書類を甲の監督員に提出しなければならない。尚、提出書類の内訳については、以下に示す（別紙）提出書類一覧によるものとする。

- 2 乙は、点検報告書を作成し甲の監督員まで提出すること。内容は、撤去品の水中軸受ブッシュ摩耗測定、水中軸受部Vリング・スリーブの摩耗状況、G1シールハウジング内の状況等とし、技術的な視点に基づいた報告書とすること。

（工事記録）

第13条 工事の進捗、作業状況を記録するもので、別途指示に基づいて作業工程を把握できるように工事写真（カラー）を撮影すること。

- 2 工事写真は、次の事項を撮影すること。

- ・着工前
- ・施工中の状況
- ・竣工時の状況
- ・その他甲の監督員が指示した部分

- 3 各事項の撮影は、いずれも工事名、撮影箇所、年度等を明記した標示板（図-1に準ずる）を入れること。また、必要に応じて寸法を明示するための箱尺等を入れて撮影すること。  
尚、撮影した写真は【図-2】に示す項目を記載したアルバムに順序よく整理のうえ、CD-ROMを添えて工事完成届と同時に提出すること。

発注者	岡山県広域水道企業団
工事名	岡山浄水場沈澱池フロキュレータ（2系）修繕工事
対象箇所	〇 〇 〇 〇
状況説明	〇 〇 〇 〇
年度	平成 30 年度
受注者	〇 〇 〇 〇

図-1 標示板

工 事 名	年度
	工事名
	工事場所
	工期
	受注者

図-2 アルバム（A4判）

（完成検査）

第14条 完成検査を受ける際、完工図書を作成し甲の監督員に提出すること。尚、完工図書は、以下に示すものとし特記仕様書の記載項目を優先する。

- 2 工事完成図書は A4 版に製本し、図書内容の電子データ（CAD 図面、PDF スキャンデータ等）、施工図、工場試験成績書、現地試験成績書等を提出すること。
- 3 工事写真帳を完成検査時に甲の監督員に提出しなければならない。尚、撮影方法及び整理方法は第 13 条の規定に基づいたものとする。

### 第3章 指定製造業者

(製造業者の指定)

第15条 使用品は、各規格に適合した製品とし、甲の監督員の承諾を受けて使用するものとする。



( 別 紙 ) 提出書類一覧

	書 類 名	提出書類	提出 部数	備考
工事着工時の 書類	工事工程表 (実施工程表)	契約後7日以内	1	
	現場代理人等の指名通知書	〃	1	
	直接施工届	〃	1	下請予定の場合は不要
	CORINS 登録内容確認書(受注登録)	登録(10日以内)後 直ちに	1	500万円以上
	建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書	購入後直ちに	1	1,000万円以上
工事中の書類	施工計画書	契約後 30 日以内	2	
	下請負人選定一覧届出書	下請に付した場合 直ちに	1	
	施工体制台帳	〃	1	
	下請負の相手方及び内容	〃	1	
	再下請負通知書	〃	1	
	納入仕様書	そのつど	2	
	施工図	〃	2	
	入場許可願	〃	1	
	腸内細菌検査実施報告書	〃	1	
	工事打合簿	〃	2	
	実施工程表	毎月初	1	
	工事週報	毎週初	1	
	機器・材料確認書	そのつど	1	
	段階確認書	〃	1	
	立会書	〃	1	
	製品(工場)検査申請書	〃	1	
	製品(工場)検査報告書	〃	1	
	現場発生品調書	〃	1	
	休日・夜間作業届	〃	1	
	事故報告書	〃	1	
変更時の書類	現場代理人等の変更通知書	そのつど	1	
	工期延期願	〃	1	変更工程表添付
完成時の書類	工事完成届	完成時	1	
	工事完成図書	〃	3	
	工事記録写真帳(工事写真・完成写真)	〃	1	
	請負代金請求書	完成検査後直ちに	1	
	CORINS 登録内容確認書(竣工登録)	〃	1	
	竣工検査写真	〃	1	